

目 次

- 一 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）
- 二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）
- 三 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）
- 四 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）
- 五 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）
- 六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）
- 七 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府第二百二十八号）
- 八 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）
- 九 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

一 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正後	改正前
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（仕債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。））に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第1項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第2条第1項第4号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>(2)～(16) (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c この様式中「募集債券」、「債券」、「券面総額」及び「売出債券」は、振替外債（仕債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。））に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいい、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第220条第1項に規定する外国投資法人の発行する投資法人債券に類する証券及び法第2条第1項第4号に掲げるものの性質を有する有価証券に表示されるべき権利を除く。以下この様式、第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式及び第十号様式において同じ。）に係るものを含むものとする。また、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>(2)～(16) (略)</p>

一 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正後	改正前
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(46) (略)</p> <p>(47) 債券及び利札の様式 債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項(振替外債にあつては、その旨及び<u>社債</u>、<u>株式</u>等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項)の内容について記載すること。</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(46) (略)</p> <p>(47) 債券及び利札の様式 債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項(振替外債にあつては、その旨及び<u>社債</u>等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項)の内容について記載すること。</p>

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘） 第二条の七（略） 2・3（略） 4 第一項第一号及び第二号の議決権（総株主等の議決権を除く。） には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券） 第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第二百二十七条において準用す</p>	<p>（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘） 第二条の七（略） 2・3（略） （新設）</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券） 第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法</p>

る社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債及び同法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十四条の十六（略）

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二（略）

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ（略）

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債及び同法第一百七十七条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十四条の十六（略）

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二（略）

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ（略）

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四第一項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡

ハ (略)

3～8 (略)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ～ホ (略)

三～十九 (略)

3～9 (略)

を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3～8 (略)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

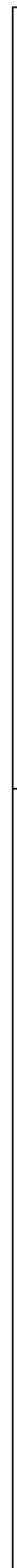
一・二 (略)

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘をいう。以下この号において同じ。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ～ホ (略)

三～十九 (略)

3～9 (略)



二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 新規発行（先出）有価証券</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第66条（同法第117条又は第127条において運用する場合を含む。））に規定する振替社債又は同法第192条第1項に規定する振替新株予約権付社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額を欄外に記載すること。</p> <p>k・l (略)</p> <p>ll 募集又は売出しをしようとする有価証券が、社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関（以下「振替機関」という。）が取り扱う有価証券である場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 新規発行（先出）有価証券</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債（以下「短期社債」という。）を除く。）については、当該有価証券の発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を欄外に記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>j 社債（短期社債を除く。）については、その発行券面額の総額若しくは発行振替社債（社債等の振替に関する法律第66条に規定する振替社債（以下「振替社債」という。）のうち、新規に発行されるものをいう。以下同じ。）の総額又は売出券面額の総額若しくは売出振替社債（振替社債のうち、新規に売出されるものをいう。以下同じ。）の総額及び当該社債が振替社債である場合にはその旨を欄外に記載すること。</p> <p>k・l (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 有価証券届出書 (略)</p> <p>【提出書類】 (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 新規発行株式 a～d (略) e 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 f (略) g (11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～e (略) f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 g (13) 新規発行社債 a～c (略) d 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l (略) (14)～(21) (略) (22) 売上有価証券 a～f (略) g 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 (23)～(43) (略) (44) 所有者別状況 a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。 また、その発行する株券等を、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>に基づき、振替機関が取り扱うことと同意した会社（45のcにおいて「振替に係る同意会社」という。）にあっては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第151条第1項の規定による通知をいう。）の基準とする目現在のもにより記載することができる。 会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。</p> <p>b～d (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 有価証券届出書 (略)</p> <p>【提出書類】 (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 新規発行株式 a～d (略) (新設) e (略) f (11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～e (略) f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 g (13) 新規発行社債 a～c (略) d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。）以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l (略) (14)～(21) (略) (22) 売上有価証券 a～f (略) g 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。 (23)～(43) (略) (44) 所有者別状況 a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。 また、その発行する株券等を、<u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>（昭和59年法律第30号）に基づき、<u>保管振替機関</u>（同法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）がその保管振替事業において取り扱うことと同意した会社（この様式において「保管振替に係る同意会社」という。）にあっては、株式の状況全体について、<u>直近の実質株主の通知の基準日</u>（同法第31条第1項の規定による実質株主の通知の基準となつた日をいう。）に現在のものにより記載することができる。 会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。</p> <p>b～d (略)</p>

<p>(45) 大株主の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</p> <p>なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。</p> <p>振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(46)～(74) (略)</p> <p>(75) 提出会社の株式事務の概要</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 株式が振替株式(仕債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式をいう。)である場合にあつては、<u>株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。</u></p> <p>上 (略)</p> <p>(76)～(87) (略)</p>	<p>(45) 大株主の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。</p> <p>なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。</p> <p>保管振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(46)～(74) (略)</p> <p>(75) 提出会社の株式事務の概要</p> <p>a～g (略)</p> <p>(新設)</p> <p>上 (略)</p> <p>(76)～(87) (略)</p>
---	--

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式 a・b (略)</p> <p>c 欄外には、<u>新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。</u> また、<u>振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。</u></p> <p>d (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式 a (略)</p> <p>b 欄外には、<u>売出しを行うに際しての手続等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他売出しに当たつての重要な事項を記載すること。</u> また、<u>振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。</u></p> <p>(8)～(14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 新規発行株式 a・b (略)</p> <p>c 欄外には、<u>新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。</u></p> <p>d (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 売出株式 a (略)</p> <p>b 欄外には、<u>売出しを行うに際しての手続等を定めた金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則その他売出しに当たつての重要な事項を記載すること。</u></p> <p>(8)～(14) (略)</p>

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 有価証券届出書 (略)</p> <p>【提出書類】 (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 新規発行株式 a～d (略) e 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 上 (略) (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～e (略) 上 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 上 また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合は処理その他申込み又は払込みに關し必要な事項を記載すること。 なお、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 g～o (略) (13) 新規発行社債（短期社債を除く。） a～c (略) d 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l (略) (14)～(21) (略) (22) 売出有価証券 a～f (略) 上 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。 (23)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 有価証券届出書 (略)</p> <p>【提出書類】 (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 新規発行株式 a～d (略) (新設) e (略) (9)～(11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a～e (略) 上 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。 上 また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合は処理その他申込み又は払込みに關し必要な事項を記載すること。 g～o (略) (13) 新規発行社債（短期社債を除く。） a～c (略) d 「振替機関」の欄には、振替機関（社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下このdにおいて同じ。）を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。 e～l (略) (14)～(21) (略) (22) 売出有価証券 a～f (略) 上 振替社債については、その旨を欄外に記載すること。 (23)～(59) (略)</p>

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(57) (略)</p> <p>(58) 保証の対象となつてゐる社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行してゐる社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限る、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となつてゐるものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替機関が取り扱う社債（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 (59)～(65) (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(57) (略)</p> <p>(58) 保証の対象となつてゐる社債（短期社債を除く。） 提出会社の発行してゐる社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限る、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となつてゐるものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等（以下「振替社債等」という。）の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。 (59)～(65) (略)</p>

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(14) (略)</p> <p>(15) 社債 (短期社債を除く。) の募集 a～e (略)</p> <p>f 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。</p> <p>g～q (略)</p> <p>(16)～(69) (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(14) (略)</p> <p>(15) 社債 (短期社債を除く。) の募集 a～e (略)</p> <p>f 「振替機関」の欄には、振替機関(社債等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。<u>以下このfにおいて同じ。</u>)を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。</p> <p>g～q (略)</p> <p>(16)～(69) (略)</p>

改正後	改正前
<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第二項第二号又は第二百九十四条第</p>	<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新設）</p>

二項第二号に規定する顧客口座をいう。)を除く。)に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの(当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

四 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正後	改正前
<p>（特別支配関係にある法人等から除かれるもの） 第二条の三（略）</p> <p>2 前項の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に對抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（株券等の取得に係る割合等の計算） 第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。</p> <p>一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数</p>	<p>（特別支配関係にある法人等から除かれるもの） 第二条の三（略） （新設）</p> <p>（株券等の取得に係る割合等の計算） 第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。</p> <p>一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数（法第二十七条の二第八項第一号に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）</p>

二 (略)

2・3 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇十一 (略)

十二 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等(社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。)又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者(以下この号において「外国社債等管理者」という。)

()の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。)

()が備える振替口座簿の当該外国社債等管理者の口座(顧客口座(社債等振替法第六十八条第二項第二号、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号(社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)、第六百六十五条第二項第二号又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。))を除く。)に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理者が顧客からの委託により管理を行うもの(令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。)

二 (略)

2・3 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇十一 (略)

(新設)

2 前項第九号の議決権には、社債等振替法第百四十七条第一項若しくは第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

（議決権の数の計算等）

第八条 （略）

254 （略）

5 前各項の議決権の数には、社債等振替法第百四十七条第一項若しくは第百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権の数を含むものとする。

（公開買付開始公告の掲載事項）

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 （略）

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 五ハ （略）

（新設）

（議決権の数の計算等）

第八条 （略）

254 （略）

（新設）

（公開買付開始公告の掲載事項）

第十条 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 （略）

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 五ハ （略）

		<p>ニ 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総株主等の議決権の数に占める割合</p> <p>ホリリ (略)</p> <p>五七七 (略)</p>
		<p>ニ 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総議決権の数に占める割合</p> <p>ホリリ (略)</p> <p>五七七 (略)</p>

四 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正後	改正前
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a～c (略)</p> <p>d 各體の「議決権」(「総株主等の議決権」を除く。)には、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第147条第1項若しくは第148条第1項(これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。)<u>又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に對抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする(20)のaにおいて同じ。)</u></p> <p>(8)～(30) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a～c (略) (新設)</p> <p>(8)～(30) (略)</p>

四 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改 正 後	改 正 前
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 意見表明報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権 役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権を記載すること。</p> <p><u>この場合の議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 意見表明報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

四 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改 正 後	改 正 前
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 公開買付報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a・b (略)</p> <p>c 各欄の「議決権し（「総株主等の議決権しを除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項若しくは第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第1項、第182条第1項、第212条第1項若しくは第213条第1項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。」</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 公開買付報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a・b (略) (新設)</p> <p>(7) (略)</p>

五 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正後	改正前
<p>(持株会) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号及び次項において「被支配会社」という。）</p> <p>二 (略)</p> <p>4 前項各号の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>の) (出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの) 第七条 (略)</p>	<p>(持株会) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>の) (出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの) 第七条 (略)</p>

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一 会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権（社債等振替法第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を保有する場合における当該他の会社

二・三（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一・二（略）

三 当該有価証券が社債等振替法第九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債、社債等振替法第二百五十条に規定する振替転換特定社債又は社債等振替法第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債（第十三条第二項において「振替新株予約権付社債等」という。）に係るものであって、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券を取得した者がその有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

ロ 当該有価証券にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一 会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社

二・三（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条 令第一条の四第二号ロに規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一・二（略）

（新設）

2 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）、振替社債等（社債等振替法第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二十号において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替法第二百二十七

2 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）、振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第一百五十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第一百七十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する相互会社の社債、社債等振替法第一百八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第二十号において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）

条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。）次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

二～四（略）

3～8（略）

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）

第十一条の二（略）

2・3（略）

4 第一項第二号ハ及びニ、第二項（第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前項（第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権

をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替法第二百七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。）次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

二～四（略）

3～8（略）

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）

第十一条の二（略）

2・3（略）

（新設）

を含むものとする。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 (略)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 (略)

二 当該有価証券が振替新株予約権付社債等であつて、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合

イ 当該振替新株予約権付社債等に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 当該振替新株予約権付社債等の口数が五十未満であること。

(2) 当該振替新株予約権付社債等を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 (略)

3～8 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 (略)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

3～8 (略)

(特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

<p>2 (略)</p>	<p>第十三条の二 令第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に依じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権(社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。)に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合</p>
<p>2 (略)</p>	<p>第十三条の二 令第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。)とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に依じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券） 第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条において「社債等振替法」という。）<u>第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（社債等振替法第六十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第六十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十条の二において「短期外債」という。）とする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>（承認申請書等の提出先） 第三十条 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規</p>	<p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券） 第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同法第六十八条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等の振替に関する法律第六十五条において準用する同法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十条の二において「短期外債」という。）とする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>（承認申請書等の提出先） 第三十条 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規</p>

定による承認申請書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略)</p> <p>(5)～(67) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略)</p> <p>(5)～(67) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 後	改 正 前
<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略)</p> <p>(7)～(71) (略)</p> <p>(72) 外国投資信託受益証券の様式 当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。 (73)・(74) (略)</p>	<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（社債等の振替に関する法律第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b (略)</p> <p>(7)～(71) (略)</p> <p>(72) 外国投資信託受益証券の様式 当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。 (73)・(74) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 後	改 正 前
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略)</p> <p>(13)【振替機関に関する事項】 (14)・(15) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第二部～第四部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p>g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債、株式等の振替に関する法律第115条において適用する同法第66条（第1号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを含むものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律第226条第1項に規定する振替投資口をいう。以下この様式において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(33) (略)</p> <p>(34) 投資有価証券の主要銘柄 a・b c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e (略)</p> <p>(35)～(51) (略)</p> <p>(52) 保管 内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口又は振替投資法人債については、この限りでない。</p> <p>(53)～(77) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略)</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第二部～第四部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p>g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債（社債等の振替に関する法律第115条において適用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを含むものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(33) (略)</p> <p>(34) 投資有価証券の主要銘柄 a・b c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等）をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 d・e (略)</p> <p>(35)～(51) (略)</p> <p>(52) 保管 内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資法人債については、この限りでない。</p> <p>(53)～(77) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【<u>振替機関に関する事項</u>】 (14)・(15) (略) 第2・第3 (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) 第2・第3 (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【<u>振替機関に関する事項</u>】 (14)・(15) (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～i (略)</p> <p>j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含むものとする。</p> <p>(2)～(82) (略)</p> <p>(83) 外国投資証券の様式 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。</p> <p>(84)・(85) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～i (略)</p> <p>j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債（社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。）に係るものを含むものとする。</p> <p>(2)～(82) (略)</p> <p>(83) 外国投資証券の様式 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p> <p>(84)・(85) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

第五号の二様式	第五号の二様式
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【特定優先出資証券】 1～15 (略) 16【振替機関に関する事項】 17 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式中「券面総額」は振替特定社債（社債、株式等の振替に関する法律第118条において適用する同法第66条に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債、振替優先出資（社債、株式等の振替に関する法律第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。）、振替新優先出資引受権（同法第248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。）、振替転換特定社債（同法第250条に規定する振替転換特定社債をいう。）又は振替新優先出資引受権付特定社債（同法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b～h (略) (5)～(42) (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【特定優先出資証券】 1～15 (略) (新設) 16 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式中「券面総額」は振替特定社債（社債等の振替に関する法律第118条において適用する同法第66条に規定する資産流動化法第2条第7項に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 b～h (略) (5)～(42) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 外国資産流動化証券の様式</p> <p>当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。</p> <p>(16) (略)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 外国資産流動化証券の様式</p> <p>当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。</p> <p>(16) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等 a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債、株式等の振替に關する法律第124条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、この限りでない。 b (略)</p> <p>(5)～(35) (略)</p> <p>(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に關する法律第124条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。 (37) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等 a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に關する法律第124条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、この限りでない。 b (略)</p> <p>(5)～(35) (略)</p> <p>(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあつては、その旨及び社債等の振替に關する法律第124条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。 (37) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 後	改 正 前
<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(58) (略)</p> <p>(59) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a (略)</p> <p>b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(60)～(63) (略)</p>	<p>第六号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(58) (略)</p> <p>(59) 投資有価証券の主要銘柄</p> <p>a (略)</p> <p>b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第120条第1項に規定する振替社債等をいう。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(60)～(63) (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)【<u>振替機関に関する事項</u>】</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p>発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第二十一号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【<u>振替機関に関する事項</u>】 (14)・(15) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第二十一号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	改正前
<p>第二十三号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録通知書番号】</p> <p>【発行登録通知書番号】 【提出書類】</p> <p>発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】 1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【<u>振替機関に関する事項</u>】 (14) (略) 2 (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十三号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録通知書番号】</p> <p>【発行登録通知書番号】 【提出書類】</p> <p>発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】 1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13) (略) 2 (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)</p>

七 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式第13号（第100条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第1面）</p> <p>5. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>6. 資産対応証券及び借入れの状況</p> <p>(1) 総括表</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第2号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少数人私募（私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。</p> <p>4. （略）</p> <p>(2) ～ (4) （略）</p>	<p>別紙様式第13号（第100条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第1面）</p> <p>5. （略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>6. 資産対応証券及び借入れの状況</p> <p>(1) 総括表</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項第2号イ）、特定投資家向け取得勧誘（同号ロ）又は少数人私募（同号ハ）のいずれかを記載すること。</p> <p>4. （略）</p> <p>(2) ～ (4) （略）</p>

八 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年
総理府令第百三十号)

改正後	改正前
<p>別紙様式(第3条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5.「募集形態」には、公募(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。)プロ私募(私募(同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。))のうち、同項第2号イに掲げる場合に該当するものをいう。)、特定投資家向け取得勧誘(私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。))又は少数人私募(私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。))のいずれかを記載すること。</p> <p>6.～8. (略)</p>	<p>別紙様式(第3条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5.「募集形態」には、公募(金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号)、プロ私募(同項第2号イ)又は少数人私募(同号ロ)のいずれかを記載すること。</p> <p>6.～8. (略)</p>

九 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式（第3条第1項関係） （日本工業規格A4） （略） （記載上の注意） 1.～4.（略） 5.「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第2号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。 6.～8.（略）</p>	<p>別紙様式（第3条第1項関係） （日本工業規格A4） （略） （記載上の注意） 1.～4.（略） 5.「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同項第2号イ） 又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。 6.～8.（略）</p>